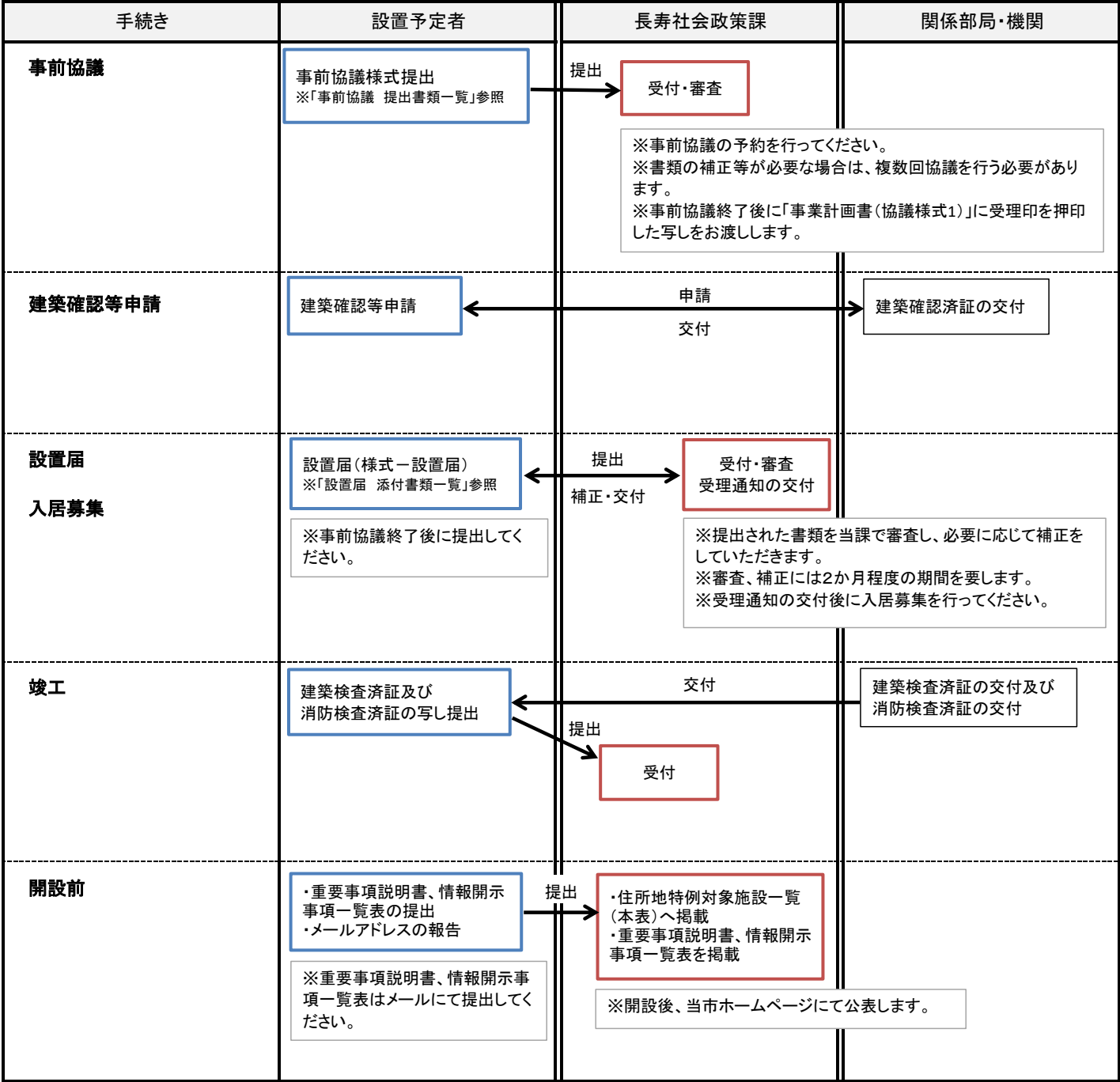


住宅型有料老人ホーム事務手続きフロー



開 設

- 基本的には、上記フローのとおりに手続きを行います。これによりがたい事情がある場合は、ご連絡ください。
- 開発行為に係る手続き前に、当課による図面の確認を希望される場合は、ご連絡ください。ただし、事前協議を省略するものではありませんので、建築確認等申請の前に改めて事前協議を実施する必要があります。
- 関係部局・機関との手続きについては、各関係部局の手順に基づき、行ってください。

（問合せ）
豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
〒561-8501
豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階
TEL:06-6858-2838 FAX:06-6858-3146
mail: chouju@city.toyonaka.osaka.jp